

事務連絡
令和4年4月5日

各都道府県建設業協会 事務局 御中

一般社団法人 全国建設業協会
事業部

印紙税の税率の特例措置延長についての周知方協力依頼について
(情報提供)

平素は本会の活動に対しまして、格段のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和4年4月1日に「所得税法等の一部を改正する法律」が施行され、「印紙税法別表第一第一号の物件名の欄1に掲げる不動産の譲渡に関する契約書（一の文書が当該契約書と当該契約書以外の同号に掲げる契約書とに該当する場合における当該一の文書を含む。）又は同表第二号に掲げる請負に関する契約書（建設業法第二条第一項に規定する建設工事の請負に係る契約に基づき作成されるものに限る。）」の印紙税軽減に係る特例措置の適用期限が令和6年3月31日まで延長された旨について、国土交通省より別添のとおり周知依頼がありました。

つきましては、国税庁が作成した印紙税の軽減措置延長についての周知用リーフレットを送付いたしますので、ご多用のところ誠に恐縮ではございますが、貴会会員企業の皆様に周知賜りますようお願い申し上げます。

なお、本リーフレットにつきましては、令和4年4月1日から国税庁のホームページ（<https://www.nta.go.jp/>）に掲載されていますので、ご参考までに併せて連絡します。

(添付資料)

- ・別添1_国土交通省依頼文
- ・別添2_周知用リーフレット

以上

【担当】 事業部 犬飼
TEL : 03-3551-9396
FAX : 03-3555-3218
E-mail : jigyo@zenken-net.or.jp